

規 程

言語文化教育研究学会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、言語文化教育研究学会という。英語名は Association for Language and Cultural Education, 略称は ALCE である。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都小平市小川町 1 - 736 武蔵野美術大学鷹の台キャンパス・三代純平研究室内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ことばと文化の教育に関わる多領域の横断的連携を試み、また、実践現場・教育現場に根差した議論を積み重ねることで、ことばと文化の教育の実践研究の充実に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 年次大会の企画・実施
- (2) 研究集会の企画・実施
- (3) 月例会の企画・実施
- (4) 学会誌『言語文化教育研究』の刊行
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 維持会員…年会費 10,000 円（本会の目的に賛同して入会した個人で、年次大会、研究集会、月例会等での発表や学会誌『言語文化教育研究』への投稿を行う資格を持ち、特に学会運営の基盤を支える会員。）

(2) 一般会員…年会費 3,000 円（本会の目的に賛同して入会した個人で、年次大会、研究集会、月例会等での発表や学会誌『言語文化教育研究』への投稿を行う資格を持つ会員。）

(3) 団体会員…年会費 10,000 円（本会の目的に賛同して入会した団体で、年次大会、研究集会、月例会等での発表や学会誌『言語文化教育研究』への投稿を行う資格を持つ会員。）

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

3 理事会は前項の申込があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事会は、第 2 項のものの入会を認めないとき、速やかに、理由を付した書面または電磁的記録をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第 7 条 会員は、年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 3 年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該の会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人
- (2) 監事 2 人

2 理事の中に、代表理事 1 人を含む。

(選任等)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事と監事を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 13 条 代表理事は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 理事会を組織し、本会則並びに総会の決議に基づき、本会の運営にあたる。

(監事の職務)

第 14 条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

(1) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は総会に報告すること。

- (2) 前号の報告をする必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事の定員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(退任)

第 17 条 役員の退任は任期満了、辞任、または解任による。

第 18 条 役員はその任期が満了したときに資格を失う。

第 19 条 役員が辞任する場合は、すみやかに辞任届を理事会に提出せねばならない。

2 役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後も在任中の職務について責任を負わなければならない。

第 20 条 役員が次に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障等の特別の事情のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会議

(種別)

第 21 条 本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面または電磁的記録により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 14 条によって招集の請求をしたとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項各号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(総会での表決権等)

第 28 条 会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の記録)

第 29 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、代表理事および理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 2 分の 1 以上から招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条によって招集の請求をしたとき。

※理事会に関しては、別に細則を設ける。

第 5 章 会計

(会計の区分)

第 32 条 本会の会計は、本会の活動に係る会計とする。

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 34 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表者が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 ただし、第 3 条の目的を達成するため、臨時に必要となった事業に関しては、理事会の承認を経て行うことができるものとする。

第 6 章 規程の変更、解散及び合併

(規程の変更)

第 35 条 本会が規程を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数に

よる議決を経なければならない。

(解散)

第36条 本会は、次に掲げる事由により解散、合併する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の不能
- (3) 会員の欠亡

2 前項第1号の理由により本会が解散、合併するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

附則

1 本規程は、本会の成立の日から施行する。

作成 2014年7月23日

制定 2014年7月25日

改正 2015年3月21日

改正 2016年3月12日

改正 2017年2月25日

改正 2018年3月10日